

令和 7 年度保育フェス実施等業務委託仕様書

1 委託業務名

令和7年度保育フェス実施等業務委託

2 目的

令和6年度に調査した結果、佐賀県内の保育施設の約 8 割が保育者不足を感じていることが分かり、保育者の確保は喫緊の課題である。さらに、「こども誰でも通園制度」の開始や要配慮児童の増加、県内保育士養成施設への入学者数の減少などにより、今後も保育者不足は深刻化する見込みである。

本業務は、以下を目的として実施する。

- ・就職に直結する年代である高校生や大学生、保育士養成施設の学生(以下「学生」という。)、及び潜在保育者に、県内保育施設への就職を検討するきっかけを提供し、課題の解決を図ること
- ・学生の進路選択に大きな影響を与える保護者に対して、保育の現場環境が改善している点を伝えること

3 業務内容

(1)保育者確保プロジェクト名及び保育フェス(以下「フェス」という。)名の考案

ア 保育者確保プロジェクト名又はキャッチコピーの考案

本フェスだけでなく、保育者確保策全般に通ずるプロジェクト名又はキャッチコピーを考案すること。

イ フェスの名称の考案

来場意欲を向上させるような名称を考案すること。

(2)企画調整・管理業務

ア 県内保育士養成施設(西九州大学、西九州大学短期大学部、佐賀女子短期大学、九州龍谷短期大学)、県内保育団体(主に佐賀県保育会、一般社団法人佐賀県私立幼稚園・認定こども園連合会、全国認定こども園協会佐賀県支部)及び佐賀県社会福祉協議会(以下「養成施設等」という。)と十分に連携し、フェスを円滑に実施すること。

イ 実施に当たって必要となる総合的な管理・運営業務を行う体制を構築すること。

ウ フェス実施計画を作成し、スケジュール作成・管理を行うこと。

(3)フェスの企画

ア 日程の選定

令和7年12月中旬～下旬の期間かつ、土曜日に実施すること。

(学生の冬季休業開始前に実施する必要があるため、日程を決定する際は事前に県と協議すること。)

イ 会場の選定

県内全域から来場者が見込める、県内の屋内施設で、十分な活動スペース、及び来場者の駐車場を確保できる場所とすること。

なお、開催時間は10時～16時頃とし、来場者数は400名程度を見込むこと。

ウ フェスの企画

企画内容は、以下(ア)～(エ)の中から2つ以上、及び(オ)～(ク)を実施する予定である。これらに加え、県内の保育施設への就職につながるような追加の企画案がある場合は、それも含め提案すること。なお、(ア)～(ク)の実施に当たっては、養成施設等より、ブーススタッフの派遣等、協力を得られる予定である。

また、最終的な実施内容については、ワーキンググループ(※)及び県と十分に協議して決定する。

また、「(カ) 高校生のお仕事体験」においては、保育を受ける側として、2～3園から、園の送迎バスを利用して、保育者とともに未就学児が来場する予定である。

(※)県内高校生、保育士養成施設学生、保育者、県職員で構成される、実効性ある人材確保策を検討する協議体。

(ア) おやつコンテスト

各園のおやつを持ち寄り試食、レシピを公開

(イ) 実習で使えるアイデアセミナー

先輩保育者から学生に、こどもの年齢に応じた制作や手遊びをレクチャー

(ウ) おもちゃ作りワークショップ

廃材を利用したおもちゃ作り

(エ) 保育者やっててよかったよ展

保育者から集めた、保育っていいな、と思える場面のパネル展

(オ) ほいくシステム体験会

保育現場で使用されているシステムの体験会

(カ) 高校生のお仕事体験

1～1.5時間程度のお仕事体験プログラムの実施

(キ) 保育者との座談会ブース

主に保護者と保育者が直接対話できるブースの設置

(ク) 各種案内ブース

保育士修学資金貸付等事業、保育士養成施設の奨学金や学校案内ブースの設置

エ 来場者、ブース出展者の参加費用

無料とする。

(4)フェスの運営等

ア フェスの運営マニュアル及びシナリオの作成

運営マニュアルには、以下の事項については必ず明記すること。

(ア) 運営体制図

(イ) 人員配置

責任者及びスタッフそれぞれの役割を明確に記載すること。

(ウ) 会場レイアウト図

動線、各ブースで利用する諸室について、利用用途含めてすべて記載すること。

(エ) 安全管理体制及び緊急時の対応

緊急時の対応については、事前に施設管理者及び県と十分な協議を行った上で記載すること。

(オ) 当日スケジュール、各ブースプログラム内容

イ 人員等の手配及び配置

(ア) 受付担当、バス降車場所から会場までの往復誘導担当、ブース責任者、警備員、看護担当者等の人員をそれぞれ必要な数手配すること。

(※)誘導担当は、保育施設 1 園につき 1 人配置すること。

(※)警備員は、駐車場の誘導等を担うこと。

(※)看護担当者は常時 1 名配置すること。

(イ) 各ブースの担当者については養成施設等と協議し、人員の派遣を依頼すること。

(ウ) 使用する物品については、養成施設等と協議の上、養成施設等又は受託者において準備すること。なお、ブース設置にあたり、保健所等の許可が必要な場合、受託者が事務処理を行うこと。

(エ) 配置する人員に対して、それぞれ役割を明確にさせること。

(オ) 配置する人員に対して、事前に役割と仕事内容を明確に伝え、円滑な運営ができるようにすること。

(カ) 不測の事態に備え、連絡体制を明確にしておくこと。

(キ) 受付担当、誘導担当については来場者から見てもスタッフと分かるように統一のビブス等を着用させること。

(ク) 円滑な運営行うにあたり、必要な機材(インカム等)等を手配すること。

ウ 会場の設営及び撤収等

設営は前日に行い、当日までに撤収を完了し会場の原状回復をすること。

エ その他

(ア) 参加する者に対して保険を掛けること。

(イ) 会場及びフェス内容は、ユニバーサルデザイン、環境、人権に配慮したものとすること。

(ウ) 会場全体を統一感ある装飾とするなど、フェスを魅力的なものとするための仕掛けを盛り込むことが望ましい。

(5) 来場する保育施設への対応

ア 来場保育施設の選定

高校生のお仕事体験に参加するために来場する保育施設については、保育団体と協議の上、県より一覧表を提供する。

イ 行程表の送付

来場する保育施設に対し、事前に行程表を送付し当日の動きを共有すること。

なお、高校生のお仕事体験については、午前中のみの実施を想定している。

ウ 駐車場の確保

当日来場する際、園の送迎バスを使用するため、バス用の駐車場を確保しておくこと。

(6) フェスの広報及び参加者の募集

ア チラシ・ポスターの制作及び配布

少なくとも、県内保育コースの高校、及び保育士養成施設の学生にチラシを配布すること(想定約 1,500 枚)。なお、配布方法については別途通達する。

イ フェスの広報

告知方法(SNS 等)、回数等は審査の提案による。

ウ 参加者の募集

当フェスへの来場については、原則事前申込制とし、当日受付も可能とする。

また、高校生のお仕事体験も事前申し込みとするが、定員に余裕がある場合のみ当日受付も可能とする。なお、定員については別途県と協議するものとする。

なお、参加者の事前申し込みについては、チラシに QR コードを記載したり、応募サイト等から直接手続きができるようにするなど、簡単に申込できるようにすること。

(7) 参加アンケートの実施及び結果分析

ア 参加人数の把握

最終的な参加人数を属性(高校生、養成施設学生、保護者、潜在保育者等)ごと及びブースごとに把握し、報告すること。

イ 参加アンケートの実施

参加者に対するアンケートを実施し、結果を取りまとめること。なおアンケート内容については事前に県と協議し、分析結果においては、今後の実施にあたっての課題や対応策など、企画・運営に資する助言等を記載すること。

4 目標

来場者アンケートにおいて、「フェスに関する満足度」、「今後の県内保育施設への就職意欲」に関する質問を設ける予定。当該質問項目において、好意的な回答が過半数となるような企画、運営を行うこと。

5 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 2 月 27 日まで

6 委託料

4,721 千円を上限とする(消費税及び地方消費税含む)

7 納品物

(1) 実施計画、運営マニュアル、シナリオ、行程表

[部数:各 1 部 媒体:紙及びデータ

提出時期:実施計画 業務開始時、

その他 令和 7 年 10 月 31 日]

(2) 業務完了報告書

[部数:1部 媒体:紙及びデータ 提出時期:業務完了時]

(3) 本事業で制作した印作物データ(AI データ、PDF データ)、写真記録データ

[部数:1部 媒体:紙及びデータ 提出時期:業務完了時]

(4) その他、県と受託者が合意の上、納品物として提出を求めるもの

8 支払方法

前金払(保険料に係る部分に限って前金払いを認める)、完了払

9 その他

(1) 本事業に関する事務は、受託者が行う。

(2) 受託者は、事業の実施状況について適宜佐賀県こども未来課に報告する。

(3) 受託業者が本業務委託により新たに制作した制作物がある場合、その著作権(著作権法第 21 条から第 28 条までに定めるすべての権利を含む)は、編集タイアップなど媒体社が権利を保有する場合を除いて佐賀県に帰属するものとし、佐賀県は、これらの制作物(写真、イラスト、文章、ホームページ画面、データ等)を無償で自由に二次利用できるものとするとともに、制作者は佐賀県に対して著作者人格権を行使しないものとする。

- (4) 成果物の二次利用について、媒体社などが権利を保有する場合であっても、県は下記の場合において、無償で自由に二次利用できるものとする。
- ア 県及び県が指定する者が保有するホームページ、SNS 等での公開
- イ 講演会、イベント等での紹介・上映・配布などの広報活動
- (5) (4)以外の二次利用やタレントなどを起用する場合の使用期間については協議のうえ定めるものとする。また、第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとし、県は責任を負わない。
- (6) 業務の遂行にあたり、第三者(県及び受託者以外の者)が所有する素材を用いる場合には、受託者が著作権処理等を行うこと。
- (7) 本業務の委託料により受託者が購入した備品等は、県に帰属するものとする。
- (8) 本事業の一部を第三者に再委託する場合には、あらかじめ佐賀県こども未来課に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法、その他必要な事項を報告し、承認を得ること。なお、業務の統括に係る業務は、再委託を認めない。
- (9) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う際は、個人情報保護法(平成15 年法律第 57 号)を順守しなければならない。
- (10) 本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、この仕様書に記載のない事項であっても、佐賀県こども未来課と受託者が協議して定めた事項についてはこれを順守し、業務の遂行に当たらなければならない。また、業務の実施に当たっては責任者を明確にし、佐賀県こども未来課の職員等関係者と連絡を密にし、遺漏の無いようにすること。
- (11) 本事業の参加者等との間に発生したトラブルに対しては、受託者が責任をもって対処すること。
- (12) 受託者は、本業務に係る契約の終了に伴い、他者に業務の引継ぎを行う必要が生じたと佐賀県こども未来課が判断した場合には、佐賀県こども未来課の指示を仰ぎながら、利用者の利便性を損なわないよう、事前に必要な措置を講じるとともに、円滑な引継ぎを行うものとする。なお、具体的な内容については、受託者と佐賀県こども未来課の協議によることとする。